

大型流し網漁業に関する決議

(第23回委員会年次会合 (2016年10月10-13日) において採択)

みなみまぐろ保存委員会に付属する拡大委員会は、

公海における大型流し網漁業の全面的停止に関する国際連合総会 (UNGA) 決議 46/215 を想起し、

多数の船舶が、引き続き、みなみまぐろ漁業に影響を及ぼす公海流し網漁業に従事していることに留意し、

公海においてみなみまぐろを漁獲、捕獲又は収穫することが合理的に想定される形で大型流し網を用いて操業するすべての船舶は、CCSBTの保存管理措置の有効性を低下させる可能性が高いことを懸念し、

みなみまぐろの保存のための条約第8条パラグラフ3(b)に従い、以下のとおり合意する。

1. 公海においてみなみまぐろを漁獲、捕獲又は収穫することが合理的に想定される形での大型流し網¹の使用は、これを禁止する。
2. メンバー及び協力的非加盟国は、同国の漁船がこの決議のパラグラフ1に違反して大型流し網を使用することを禁止するために必要なあらゆる措置をとるものとする。
3. この決議は、メンバー及び協力的非加盟国が、大型流し網の規制に関してより強力な措置をとることを何ら妨げるものではない。

¹ 「大型流し網」とは、海面又は海中を漂流させることにより魚を巻き込み、刺し込ませ、又は絡ませるための全長2.5キロメートル以上の刺網又はその他の網又は網の組み合わせとして定義される。